放射線の量（土砂による水の濁りの発生に伴うもの）	堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事	放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）
一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 ハ　気象の状況 ニ　土質の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 対象堰事業実施区域及びその周辺の区域 四　調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期		
一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四　予測対象時期等 工事に伴う放射線に係る環境影響が最大となる時期		一　予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二　予測地域 対象堰事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間

別表第二の備考に次のように加える。

八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○農林水産省令第五十九号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成二十七年六月一日農林水産省令第五十九号）

森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

平成二十七年六月一日　　農林水産大臣　林　芳正

森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

第四条第一項第二号イ中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

第五条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

第六条に次の一号を加える。

七　前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握すること。

第十四条第四項中「記載された意見」の下に「及び見解」を加える。

第二十条第一項第二号イ中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

第二十一条第四項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握すること。